

令和5年度

## 仕 様 書

業務名称 白石清掃工場3号駆動用油圧装置整備業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

## I 一般事項

### 1 業務名称

白石清掃工場 3号駆動用油圧装置整備業務

### 2 業務内容

本業務は、3号駆動用油圧装置の安定した稼働を確保することを目的とし、3号駆動用油圧装置の作動油を抜き取り、配管のフラッシング及び作動油の入れ替えを行うものである。

### 3 履行期限

契約の日から令和6年3月29日まで

### 4 履行場所

札幌市白石区東米里 2170 番 1

札幌市白石清掃工場

### 5 機器概要

3号駆動用油圧装置

図面を参照のこと。

### 6 業務内容

ア 窒素ガスを使用し、配管内の作動油を抜き取ること。

イ 各電磁弁を取り外し、バイパスブロックを設置すること。

ウ 各系統のバイパスバルブを開にし、バイパスすること。

エ フラッシング用のフィルターを使用すること。

オ 配管内のフラッシングを行うこと。

カ フラッシングの戻り油の分析を行い、分析結果がNAS9級となるまでフラッシングを行うこと。

キ フラッシング完了後、作動油の入れ替えを行うこと。

ク 作動油入れ替え後、試運転を行い、異常がないか確認すること。

ケ フラッシングに必要な機材等は受託者が用意すること。

コ 抜き取った作動油は、廃油置き場に置くこと。

※ フラッシング及び作動油入れ替えに使用する油、約1,500Lを支給する。

※ 廃油を入れるドラム缶は適時、支給する。

※ 駆動用油圧装置は別途業務で使用するため、使用頻度の少ない3月に本業務の整備を行うこと。

※ 別途業務「白石清掃工場3号焼却設備定期整備業務」において、油圧配管のバルブ交換を行う予定である。整備工程等は十分に調整のうえ整備を行うこと。

## II 一般事項

### 1 提出図書等

#### (1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

#### (2) 現場作業前に提出するもの

事前に施設管理担当者に提出の上、確認を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、確認を得るまで作業はできないものとする。

ア 仮設・搬出入計画書	1部
イ 整備要領書	1部

(3) 業務完了時に提出するもの

ア 業務報告書	1部
イ 作業記録写真	1部
ウ 業務完了届	1部

2 適用法令

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 整備条件

- (1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。  
 ・ 8時30分～17時00分  
 休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び下記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。
- (2) ごみ受入、各基ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
- (3) 施設内入退出について  
 施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、確認を受けること。

4 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任すること。
- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。  
 ・ 契約から現場施工に着手するまでの期間  
 ・ 炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者又は現場代理人と工程調整を図ること。

5 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用  
 原則として利用できない。
- (2) 資材置場、仮設事務所  
 資材置場・仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と合議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

6 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要なとする用地は、施設管理担当者と調整し、確認を受けること。

7 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。
- (2) 酸欠等作業場所  
 施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとと

もに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

#### 8 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の確認を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

#### 9 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

#### 10 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

#### 11 服装等

(1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

(2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

#### 12 施設管理担当者の立会い

(1) 作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

#### 13 復旧

他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

#### 14 その他

(1) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。

(2) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

### III 特記事項

#### 1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

(1) 業務の実施に必要な車両に係る経費

(2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）

(3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）

(4) 業務の実施に必要な事務所の仮設設備

(5) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費

(6) 文具等の事務消耗品

(7) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

#### 2 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

#### 3 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 1 号）に基づき作業を実施すること。

(1) 管理区域

保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室	第1管理区域	レベル1	

4 廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理先
ア	焼却可能なもの	工場指定場所へ
イ	廃油	廃油置場へ

(2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

5 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の(1)(2)の検査、並びに(3)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

(1) 個別機器の整備報告書等に基づく検査

(2) 試運転

委託者が行う次に示す試運転検査

ア 個別機器の試運転検査

(3) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

(ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

6 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

7 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については施設管理担当者と合議のうえ決定する。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。